電波法(昭和25年法律第131号)第59条等に基づき、ALINCO DJ-X8 広帯域受信機の運用及び使用に関する達を次のように定める。

令和7年10月5日

さいたま運用指令 指令長 川上 慶人

受信機運用に関する達

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 運用行為の原則(第3条一第5条)

第3章 受信環境及び記録の管理(第6条一第8条)

第4章 罰則及び自己の責任(第9条・第10条)

附則

別紙第1 電波法抜粋(受信機運用に関する主要条文)

別紙第2 運用記録書

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、広帯域受信機 DJ-X8 (以下「本機」という)の運用者(以下「自己」という)が、電波法及び関連法令を遵守し、公序良俗に反しない受信行為を確立することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この達は、自己または所持者による本機の電源投入から電源切断までの全過程に適用する。また、受信内容の取扱い、記録及び保管についても適用する。

第2章 運用行為の原則

(受信の秘密の厳守)

第3条 自己は本機の運用中に傍受した一切の通信(特にアマチュア無線以外の個人及び法人の業務、プライバシー、機密に関するもの)について、その内容をいかなる第三者にも漏洩してはならない。また、これを他者の不利益のために窃用してはならない。

(非送信の徹底)

第4条 自己は、本機が受信専用機器であることを深く認識し、いかなる周波数においても送信又は発信行為を試みてはならない。本機の改造又は送信機能の付与を目的とする行為を厳に禁ずる。

(公共の福祉及び安全の優先)

第5条 自己は、警察、消防、救急、航空管制、鉄道運行等の公共の安全及び 秩序維持に資する通信内容を傍受した場合、その内容を業務の妨害や混乱の助 長に利用してはならない。また、傍受した情報に基づき自己の安全を危険に晒 す行動をとってはならない。

第3章 受信環境及び記録の管理

(適正な場所での利用)

第6条 自己は、本機の運用を、他者のプライバシーを不当に侵害しない場所 において行うものとする。特定の個人宅等を標的とした意図的な盗聴行為を禁 ずる。

(記録の機密性)

第7条 自己は、第3条に定める機密性の高い通信に関する周波数や内容等の記録(手書きのメモ、デジタルデータ等)を作成した場合、これを自己の厳重な管理下に置き、いかなる方法をもってしても不特定多数に公開してはならない。

(機器の管理)

第8条 自己は、本機を下記、水漏れ、過度の衝撃から保護し、常に良好な受信状態を維持する義務を負う。異常又は故障が確認された場合、自己の判断による不適切な修理を試みてはならない。

第4章 罰則及び自己の責任

(罰則)

第9条 事故がこの達に定める条項に違反した場合、本機の一時的な運用停止、又は当該違反行為に関するすべての記録の即時破棄を自己に科すものとする。

(最終責任)

第10条 本機から発生するすべての運用上の結果について、自己がその最終 責任を負うものとする。

附則

この達は、DJ-X8を受領した日より発効する。

自己はこの達を定期的に閲読し、その精神を常に遵守するものとする。

確認印			
	П		ı

電波法抜粋(受信機運用に関する主要条文)

目的(運用の根拠)

この達の運用は電波法(昭和25年法律第131号)の定める原則に基づき、特に以下の条文を遵守することを要する。

条文	項目	内容
第59条	秘密の保護	何人も法律に別段の定めがある場合を除くほ
		か、特定の相手方に対して行われる無線通信
		(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十
		四条第三項の通信であるものを除く。第百九条
		並びに第百九条の二第二項及び第三項におい
		て同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を
		漏らし、又はこれを窃用してはならない。
第109条	罰則	無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏ら
		し、又は窃用した者は、一年以下の拘禁刑又は
		五十万円以下の罰金に処する。

運用記録書

運用日	運用場所	事由	傍受周波数	特記事項	署名
20**/**/**	***	***のため	***Mhz 帯	***	*

【記録の運用に関する自己規則】

機密情報:電波法第59条に該当する通信の内容(通信の秘密)は、いかなる形でもこの記録書に記述してはならない

自己の教育:本記録は「受信機運用に関する達 (川上運用達第25-4号)」遵守の自己評価のためにのみ使用する。

記録の保管:本記録書は、作成日より最低1年間、自己の厳重な管理下に保管するものとする。